

NPO法人 CHUO SPORTS ACADEMY TENNIS クラブ会員規約

本会員規約は、NPO法人 CHUO SPORTS ACADEMY が CHUO SPORTS ACADEMY TENNIS（以下、「本クラブ」という）のクラブ会員（以下、「本クラブ会員」という）に提供するサービスを本クラブ会員が利用する際に適用されるものとして、本クラブ会員は本会員規約を遵守するものとし、以下のように規定する。

第1条（名称）

クラブの名称は、CHUO SPORTS ACADEMY TENNIS と称する。

第2条（運営管理）

本クラブは、NPO法人 CHUO SPORTS ACADEMY（以下、「本法人」という）が管理・運営を行う。

第3条（目的）

本クラブは、すべての市民に対して、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、総合型地域スポーツクラブの運営のもと、青少年の健全育成、市民の健康増進及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

第4条（クラブ会員）

本クラブ会員は、本規約及び本クラブが定めることを遵守するものとする。

第5条（会員資格）

本クラブ会員の資格は、下記のいずれにも該当する者とする。

- 1) 保護者が入会を認めた満18歳以下の男女
- 2) 別途、定めた会費を遅滞なく納めている者

第6条（入会）

本クラブに入会する際は、本クラブ又は本法人所定の申込書を本法人理事長宛に申し込み、本法人理事長がこれを承認することを要する。

第7条（退会）

本クラブを退会する際は、退会希望日の1ヶ月前までに本クラブに連絡するとともに、本クラブ又は本法人所定の退会届けを理事長に提出することを要し、これを行った場合には任意に退会することができる。

第8条（会員資格の喪失）

本クラブ会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出したとき
- 2) 本クラブ会員資格に該当しなくなったとき。
- 3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- 4) 正当な理由もなく3ヶ月以上会費を滞納し、催告をしてもそれに応じず、納入しないとき。
- 5) 除名されたとき。

第9条（除名）

本クラブ会員が、次の各号の一に該当するに至ったとき、本クラブは当該クラブ会員を除名することができる。

- 1) 本規約に違反したとき。
- 2) 本クラブないし本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第10条（会費）

本クラブ会員の会費は入会金 20,000 円とし、月会費については、トーナメントクラス 38,400 円またはトーナメントチャレンジクラス 25,600 円とする。なお、本クラブ会員への移行を前提とするビジター料金については一律 3,500 円（1回）とする。

- 1) 既に納入した会費は、本クラブ会員が、その資格を喪失しても返還しない。
- 2) 本クラブの会費の管理はNPO法人 CHUO SPORTS ACADEMY 事務局が行う。

第11条（会費他の支払方法）

会費の支払いは、本法人の指定する金融機関の口座振替のみとし、月会費は毎月末日に翌月分の会費を引き落とすものとする。入会金については、入会申込後速やかに、本法人が指定する方法により支払うものとする。

第12条（保険）

本クラブ会員は、本クラブが指定するスポーツ傷害保険に加入するものとし、本クラブ会員及びその保護者はこれを予め承諾するものとする。なお、本クラブ会員の保険料は月会費に含まれ、保険加入の手続きは本クラブが代行する。

第13条（責任）

本クラブの活動中に傷害が発生したときは、本クラブで応急処置を行い、加入するスポーツ傷害保険の範囲内で本クラブが責任を負う。

第14条（免責）

本クラブは次の各号に関して、一切の責任を負わない。

- 1) クラブの活動以外の事故。
- 2) クラブ活動場所（ここにいうクラブ活動場所とは、クラブ活動を行うテニスコートのみを意味し、それ以外の大学のキャンパス内や大学が管理する私道や公道その他自宅からクラブ活動を行うテニスコートまでの一切の場所を除くものをいう）までの往復で発生した事故。
- 3) 本クラブ会員の故意又は過失によって発生した事故。

第15条（変更事項の届出）

本クラブ会員が、本クラブに届け出た事項に変更があるときは速やかに届け出るものとする。

第16条（本規約の変更）

本法人は、本クラブ会員の承諾を得ることなく、必要に応じ本規定を改定し、変更することができ、その効力はすべての本クラブ会員に適用されるものとする。